

くらしの情報 VOL18

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

- 【今号の特集】 ◆「一人で悩まず、まずは相談！」消費者ホットライン188へ！…………… P2
◆チケット不正転売禁止法スタート！…………… P3

島根県消費者センターに寄せられた相談（平成30年度）

〈商品・サービス別苦情相談件数〉



平成30年度に島根県消費者センターが受け付けた相談件数は、**3,428件**で前年度に比べ**495件(12.6%)**減少しました。

◆はがきやメールによる架空請求や訴訟通知に関する「商品一般」が最も多く、平成20年度から28年度まで連続して最多であった「デジタルコンテンツ」では、アダルト情報サイト等での「ワンクリック請求」や出会い系サイトにおける有料メール交換等の不当・架空請求が多くなっています。

◆「インターネット通信サービス」では、「光コラボ」*などの新しい通信サービスに関する苦情が依然として多く、健康食品や化粧品では、スマートフォンのSNSの広告などを介し「お試しのつもりで申し込んだら実際は定期購入だった」という苦情など、通信販売に関する相談が増えています。

*NTT東西から光回線の卸売を受けた事業者がプロバイダや携帯電話などと組み合わせてサービスを提供すること

困ったときは
すぐに相談!



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないソウくん

消費者ホットライン

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)
※お近くの消費生活センター等につながります。

島根県消費者センター

0852-32-5916

受付時間/日曜~金曜8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜日は電話相談のみで12:00~13:00は休み

島根県消費者センター
石見地区相談室

0856-23-3657

受付時間/月曜~金曜8:30~12:00、13:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

警察相談専用電話

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

このようなことで、困ったことはありませんか？

お試し価格だから頼んだ
サプリ。届いてみたら定
期購入になっていた。

「訴訟最終告知のお知ら
せ」という身に覚えのな
いはがきが届いた。

パソコン画面いきなり
「ウイルスに感染してい
ます」と出て言われるま
ま修正ソフトをインス
トールしたが、不安。

SNSで「サポートを受け
れば1日5万円は確実に儲
かる」というサイトを見つ
け、登録料の1万円を支
払った。しかし全く儲から
ない。

ショートメッセージサー
ビス(SMS)に宅配便の
不在通知が来たが不審。

使っていた筆箱で指を
切った！

あるある

きたきた

契約やサービスを受けて困ったこと、不審なことがあれば

「消費者ホットライン **188**」

お近くの消費生活センター等につながります



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談！

大切なのは、すぐに相談すること

困ったときは、一人で抱え込まず

「消費者ホットライン**188**」

トラブル解決のサポートをします

『泣き寝入りはいやや(188)！』で覚えてね

消費者ホットライン188の相談は無料ですが、通話料金がかかります。

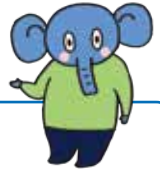
2019年6月14日から

チケット不正転売禁止法スタート!※

チケットの不正転売を禁止する「チケット不正転売禁止法」が施行されました。これにより、業者だけではなく個人もチケットの不正転売に関する取引が禁止されます。

※特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号）

Q,この法律で何が変わるの？



チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止されます。

・**対象** 国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示された座席等が指定されたチケットが対象です（同法律では「特定興行入場券」と言います）。

・**主に禁止される行為**

- ① 特定興行入場券（チケット）を不正転売すること
- ② 特定興行入場券（チケット）の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けること

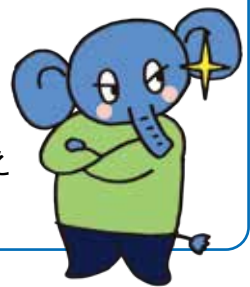


違反した場合は、1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

Q,消費者が気を付けることは？

転売サイトのトラブルの例

- ・転売チケットでは入場できない場合がある
 - 興行主がチケットの転売を禁止している場合、転売されたチケットでは入場できないおそれがあります。
- ・お金を振り込んだのにチケットが届かない
 - 見知らぬ相手との個人取引にはリスクがあります。
- ・公演中止、延期の補償が不十分
 - 購入した転売チケットで入場できなかった場合、返金に応じてもらえないというケースが多くなっています。



アドバイス

① チケットは正規のルートで買いましょう

☆正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。もし、急ぎよ行けなくなった場合にも、正規（公式）のリセールサイトを利用すれば、チケットを希望する人へ転売することが可能な場合があります。

② チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認する

☆事前の確認が大切！

③ チケットの転売条件に関する情報を確認する

☆興行主による利用条件をよく確認しておきましょう。

消費者問題出前講座募集中

高齢者サロン、職場研修、地域防犯活動、
学校行事などでご活用ください



テーマの一例

- ・最近の消費者トラブル事例（架空請求や訪問販売など）・クーリングオフの方法・高齢者を見守るための心得・賢い消費者の社会行動など
- ・講師の旅費や謝金は不要（寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費の負担をお願いします）。
- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。

「しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター」のご案内



しまね国際センター（外観）



在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育など外国人住民の生活に関する情報提供を多言語で行い、相談に応じるワンストップ型の相談窓口が、しまね国際センター内に2019年6月から開設されています。利用は無料、秘密厳守ですのでお気軽にご利用ください。

相談専用ダイヤル 070-3774-9329（通話料はご負担ください）

【利用できる人】 外国人住民（ただし、外国人受入機関等から外国人への情報提供を目的とした相談にも応じます。）

【対応言語】 英語、中国語（北京語）、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語（12カ国語）

【対応時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・休日・年末年始を除く）

【その他】 来所、メール、スカイプによる相談も可能です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】（公財）しまね国際センター

（〒690-0011松江市東津田町369-1 / ☎0852-31-5056 / ✉soudan@sic-info.org）各言語のチラシQR



市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市総務課	0855-52-7927	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室
TEL 0852-22-5103



発行：島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3
本紙記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。

島根県消費とくらしの安全室 検索